令和 9 年度特定保健指導等業務ならびに健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託に係る公募型プロポーザル　質問回答

No	該当箇所	質問内容（原文通り）	回答
1	仕様書 7 対象者(1)特定保健指導等業務 イ特定保健指導	R7 年度特定保健指導　対面面談の実施日数をお示しください。	令和 7 年度の実施日数は合計 9 日です。
2	仕様書 7 対象者(1)特定保健指導等業務 イ特定保健指導	以下の実績をお示しください。 ①R7 年度特定保健指導　積極的支援初回面談利用人数 ②R7 年度特定保健指導　動機付け支援初回面談利用人数 ③R7 年度受診勧奨業務　架電対象者 ④R7 年度受診勧奨業務　接触できた者 ⑤　〃　不在者 ⑥　〃　勧奨により受診した者	実績は以下の通りです。 ①対面面談 8 名、ICT 面談 3 名 ②対面面談 5 名、ICT 面談 2 名 ③42 名 ④19 名（うちすでに受診済み 8 名、未受診 11 名） ⑤23 名 ⑥7 名
3	②仕様書 7 対象者(1)特定保健指導等業務 イ特定保健指導	《令和 9 年度利用見込み》 について 初回面談の内訳のうち「積極的支援」が「5 人＋1 人」と記載されている一方で、「継続支援（対面＋ICT)」の人数が「25 人＋5 人」となっております。 特定保健指導の制度上、継続支援は積極的支援の対象者に対して実施するものと承知しておりますが、本委託業務における継続支援の見込み人数は、正しくは「5 人＋1 人」という認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 仕様書を修正し、掲載いたしました。
4	仕様書 7 対象者(2)受診勧奨等業務 ア文書通知	受診勧奨業務文書通知について、①～⑤の分類は、すべて市で行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 市で分類別に対象者を抽出し、リストを作成いたします。
5	仕様書 7 対象者(2)受診勧奨等業務 ア文書通知	文書発送用封筒の大きさ、窓の有無をご教示ください。	窓付き封筒長形 3 号を使用しております。
6	仕様書 7 対象者(3)特定保健指導等業務かつ受診勧奨等業務対象者と判定された者	本文にて「以下に示す基準に該当する者については受診勧奨等業務を並行して実施する。文書通知は市で行う。以下に示す基準に該当しない者については、受診勧奨等業務対象者であっても特定保健指導等業務のみ実施する。」という記載ついて、上記それぞれ、該当する対象者の抽出は市で行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
7	仕様書 8 業務内容 (1)特定保健指導等業務 イ電話による利用勧奨 (2)受診勧奨等業務 イ文書通知（通知勧奨業務）	特定保健指導、受診勧奨業務とも、1 回目の対象者データの受領はいつ頃になりますでしょうか。また、受託者へのデータ提供予定回数（クール数）ご教示ください。	初回は 8 月中旬から下旬を予定しております。また、データ提供は 8 月から翌年 5 月までの 10 クールを予定しております。
8	仕様書 8 業務内容(1)特定保健指導等業務 エ資格確認	事業者で作成する特定保健指導についての案内について、市とデザイン等を協議するうえでのおおよその校正回数をご教示ください。 指定がない場合、受託者側で校正回数を「〇回まで」と指定させていただくことは可能でしょうか。	校正回数につきましては、状況により変動いたしますため、明確な回答は致しかねます。市と相談の上あらかじめ校正回数を定めることは可能です。
9	仕様書 8 業務内容(2)受診勧奨等業務 イ文書通知（通知勧奨業務）	「市が準備する封筒に封入、封緘を行い対象者に発送する。送付物は【仕様書別紙】の通りとする。」とありますが、受託者が市が準備する封筒に封入、封緘を行い、受託者の地域からの発送という認識でよろしいでしょうか。また、送付物の多い①や②パターンで送付物の想定される重量についてわかれば教えていただけますでしょうか。	ご認識の通りです。 送付物の重量につきましては、概ね 40g から 60g となる見込みです。50g 以内に収まる場合もございますが、受託者様に作成いただく送付物の材質やページ数、ならびに分類③（重症者）における異常値の該当項目数によっては、50g を超える可能性がございます。
10	仕様書 8 業務内容(2)受診勧奨等業務 ウ電話による受診状況確認及び受診勧奨（電話勧奨業務）	電話による受診状況確認及び受診勧奨を一定の保健指導の実務経験のある者」について、「一定の保健指導の実務経験」とは、単なる受診案内のコール業務経験にとどまらず、保健指導等において、対象者のアセスメントから支援終了に至るまで伴走し、行動変容を完遂させた一連の実務経験を指しており、一部の工程しか経験のない者は該当しないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 この文脈での該当箇所は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、特定保健指導の実施者としての基準を満たす方を指します。
11	仕様書 9 委託料の請求及び支払い条件 (1)定保健指導等業務ア電話による利用勧奨について	特定保健指導利用勧奨および受診勧奨ともに、曜日・時間帯を変えて 3 回架電した結果、話せなくとも請求対象となるという認識でよろしいでしょうか。 「対象者へ架電実施後、架電件数に応じて翌月に請求する。」とありますが、3 回日時を変え架電して接続がなかった場合は架電終了し、請求することは可能でしょうか。	ご認識の通りです。

12	仕様書別紙	①～⑤の文書、及び健診結果経年表について、過去年度の物を参考までにご提示いただくことは可能でしょうか。	可能です。 委託事業者により作成されたものになりますので、許可が得られたもののみとなりますが、ホームページ上に追加いたしました、別紙資料「健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務における通知文書および健診結果経年表」をご確認ください。
13	実施要領 6 参加資格(1)参加資格要件 8 参加申込･資格審査(1) 提出書類について	栗東市における競争入札参加資格を有する者でない場合の提出書類については、原本が必要でしょうか。 栗東市における競争入札参加資格を有する者でない場合に提出する履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書は、原本の提出が必要でしょうか。	原本の提出は必須条件ではございません。 ただし、コピーをご提出いただく場合には申請日から3 ヶ月以内に発行されたものを添付していただきますようお願いいたします。
14	様式集	各種様式について 編集可能なデータ（Word・Excel 等）で提供いただくことは可能でしょうか。	可能です。様式集に追加掲載いたしましたので、ご確認ください。
15	（様式９）見積書	様式９の見積件名が「「令和９年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和９年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」」となっており、次ページに様式１０として「令和９年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」の見積書がありますが、様式１０の提出は必要でしょうか。	様式 10 のご提出は不要です。様式９のみご提出ください。なお、ホームページに掲載しております資料につきましては、すでに９月 28 日に修正を完了しておりますので、ご確認いただけますと幸いです。 お手数をおかけし、申し訳ございません。
16	-	令和９年度に予定している特定保健指導面談会場名をお示しください。未定の場合には、見込みや過年度会場情報をご教示ください。	栗東市総合福祉保健センター内を予定しております。
17	-	R7 年度の同選考にて決定した事業者と決定金額をお示しください。	令和 7 年度の同選考にて決定した事業者および金額は以下の通りです。 ただし、今年度実施のプロポーザル審査とは仕様書の内容が一部異なることをご承知おきください。 事業者：ジェイエムシー株式会社 金　額：特定保健指導等業務　2,489,300 円 受診勧奨等業務　1,844,783 円